

電子manifesto導入に係る資料の作成業務仕様書

1. 目的

電子manifesto未加入者に対して電子manifestoの制度や導入手順を掲載したガイドブック（冊子）を全面改訂し、初めて電子manifestoに触れる者にもわかりやすい内容・構成で作成するとともに、ガイドブックの内容と連動させて説明動画を作成する。ガイドブック及び説明動画をホームページに掲載することで、説明会と同等の内容をいつでも閲覧できる体制とする。

2. 業務の内容

ガイドブック及び説明動画の作成に当たり、その内容について適切な提案をし、担当者との相談の上、業務を進めること。

なお、事前にホームページ等で廃棄物等の理解を深めておくこと。

2-1 電子manifestoガイドブックの作成

JWセンターが提供する作成指示書及びサンプル資料（入札説明会時に配布）を基に原稿を作成すること。

作成した原稿はPDF形式でホームページに掲載する。

(1) 基本仕様

- サイズ・色 : A4判・カラー刷り
- 予定頁数 : 68頁（表紙含む）

（参考）既存ガイドブック

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2023/06/guidebook_2023ver1.pdf

(2) 原稿作成について

- JWセンターが提供する作成指示書及びサンプル原稿の内容を網羅した原稿を作成すること。
- サンプル原稿の内容を網羅しつつ、電子manifestoにかかる知識がない者にもわかりやすい構成・内容・表現等について、他の制度やシステム等の普及資料、説明書及びマニュアル等を参考に、適切な提案をすること。
- ガイドブックは動画と連動した内容とし、動画とテキストにより説明会を代替できるものを作成すること。
- 動画と連動するが、テキスト単体で十分に理解できるものとする。
- 既存のガイドブックの掲載を活用して作成する頁にイラストがある場合は、イラストを再度デザイン・作成すること。
- サンプル原稿中のイラスト、表・図等の作成
- 表紙・裏表紙のデザイン

(3) 業務の進め方

- 作業は、承認を受けた計画書に従って実施するものとする。
- 作業は、適宜、打合せを行い円滑に実施するものとする。
- 表紙及び本文デザイン、レイアウト等について十分に協議して実施するものとする。
- 校正は 4 回までとする。なお、受託者の誤りによって生じた校正は除く。その他、調整の必要が生じた際は適宜その対応について JW センターと協議するものとする。

(4) 業務の実績

- 書籍等の作成・印刷製本（編集・構成を含む）について類似実績を有する者であること。

2-2 電子マニフェスト説明動画の作成

ガイドブックの内容に沿った説明動画を作成する。

(1) 作成動画

作成動画は以下のとおり

	撮影動画	予定時間
①	排出事業者向け導入説明動画	45 分
②	建設業者向け導入説明動画	50 分
③	処理業者向け導入説明動画	50 分
④	排出事業者向け（簡略版）導入説明動画	30 分
⑤	電子マニフェスト操作動画	15 分

- 導入説明動画については排出事業者向けの動画（①）を基本とし、建設業者、処理業者に特徴的な内容の動画（5 分程度）を別途作成・編集し②③を作成する。
- ④は①を 30 分の簡略版に編集したものを作成する。
- ガイドブックの記載内容等を参考にナレーションを作成する。
- 章ごとにチャプターを設定する。

(2) 業務の進め方

- ガイドブックの内容を適切かつ視覚的にわかりやすい動画にするための適切な提案をすること。また、動画の内容については JW センターと相談しながら進めること。
- イラスト、アニメーション、及び実写動画等を活用し、ガイドブックの内容を視覚的にわかりやすいものを提案し作成すること。
- 法令改正など内容に変更が必要になった際、修正対応が容易な提案をすること。

- 試写は3回までとする。なお、受託者の誤りによるものは除く。その他、調整の必要が生じた際は適宜その対応について JW センターと協議するものとする。
- (3) 業務の実績
- 動画の制作（編集・構成を含む）について類似実績を有する者であること。
- (4) 適応範囲
- シナリオの作成・修正等、撮影に係るセット作成、出演者、演出、撮影、作画、録音、ナレーター、編集等制作に係る一切の費用を制作代金に含む。

3. 成果物の納品

- (1) 納 期：2024年12月27日（金）
- (2) 納品場所：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー13階
- (3) 納品部数
作成したガイドブックのデータ及び動画を電子媒体（DVD等）に収納したもの
・・・1式
なお、形式等については、別途当センター担当者と協議のうえ決定するものとする。

4. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権は当センターが保有するものとする。
また、本契約における著作物の全部または一部について、制作会社および作業担当者は、著作者人格権を行使しないこと、および商標登録、意匠登録、商品化などを行わないことを保証する。
- (2) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、当センターが第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (3) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、当センターが第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (4) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (5) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

5. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、当センター担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。

連絡先：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報サービス部

担当：佐藤（明）、新井（電話 03-5807-5914）